



目 次

告 示	ページ
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	1
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (")	1
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁場漁港課)	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (公園下水道課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・7 掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3

告 示

高知県告示第169号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市長浜3106番地3
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市長浜3106番地3
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第170号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第171号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間にお	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35

ブルセラ病

結核病

伝達性海綿状脳症

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛

3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛

4 その他知事が検査が必要であると認める牛

1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛

2 その他知事が検査が必要であると認める牛

1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛

2 その他知事が検査が必要であると認める牛

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体

号) 別表第1に規定する検査の方法

〃

〃

〃

馬伝染性貧血	知事が検査が必要であると認める馬	〃
腐蝕病	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	通常行う方法
その他の監視伝染病	知事が検査が必要であると認める家畜	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	平成24年4月1日から	通常行う方法
チュウザン病		牛、水牛、めん羊及び山羊	平成25年3月31日まで	〃
アイノウイルス感染症		牛、水牛及び山羊	の期間において、対象となる家畜が飼育されている場所	〃
イバラキ病		牛及び水牛	を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	〃
牛流行熱		〃		〃
高病原性鳥インフルエンザ		鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びぼろぼろ鳥		〃

高知県告示第172号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成24年8月12日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成24年3月21日

室戸岬漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（第五龍漁丸、船舶番号不明、船長13.80メー

- トル、船幅2.82メートル）
2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁具保管修理施設用地
平成24年2月9日午前9時
3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
平成24年2月9日午前10時
室戸市室戸岬町 室戸岬漁港漁具保管修理施設用地
4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
5 漁港管理者の措置
室戸岬漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
6 問い合わせ先
安芸市矢ノ丸三丁目348 高知県安芸土木事務所維持管理課 第1班（電話番号0887-34-3135）

高知県告示第173号

国土交通省国土地理院長から平成23年6月高知県告示第390号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成24年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成24年3月21日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第174号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成24年3月21日
高知県知事 尾崎 正直

- 四万十市上の森（追加）
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
15	四万十市楠島字大峰	1684-10
16	〃 〃 〃	1685
17	〃 〃 〃	1683
18	〃 〃 〃	1681

(2) 区域

標柱15から18までを順次に直線で結んだ線及び標柱18と15を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
2 都市計画事業の種類及び名称
昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）
3 事業施行期間
昭和45年6月2日から平成30年3月31日まで
4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成23年5月高知県告示第332号の事業地に高知市福井町字西カンホヲ、字カマフタ、字火トホシ、字東江添、字北江添、字フゲン、字原山、字芝中及び字長尾、福井扇町、中須賀町字柳ヶ内、赤石町、南万々字福田、字壱町田、字中津満智及び字賀満布多、鴨部字鷺泊及び字長田、鴨部上町、鴨部一丁目、鴨部三丁目、曙町二丁目、朝倉本町二丁目、朝倉西町一丁目、朝倉東町、朝倉甲字中ノ川、字栄田、字糝原、字柳田及び字神田縄、朝倉乙字横田、字樋ノ本、字土居ノ前、字富ノ木、字上ノ川及び字八幡、朝倉丙字上松、字松ノ谷及び字堤山、朝倉丁字坂本、字城山、字西ノ宮、字市ノ尾、字下市尾及び字川ノ上、若草町、若草南町、鶴来巢、神田字関ノ西、字中山田、字花ノ水、字大通寺、字寺山ノハナ、字船岡山及び字船岡、中久万字鐘突堂、字七月田、字堂尻、字神田、字ビワ橋、字石橋、字信益、字舟付、字カセダ、字西久保、字六反田及び字古川、西久万字西前田、字西ノ岡、字中須賀、字末宗、字水谷、字水谷西路、字西ノ宮、字茶田、字山端、字寺分、字高野口、字高野谷及び字蟻ヶ谷、南久万字実安、字北藪ノ元、字西流田、字タイノ前、字島田、字北沢、字国実、字永田、字西川原、字ホタノ木、字下川原、字賀喜内及び字柿谷、北八反町字長田、字恵又及び字民畑、万々字大勢喜、字里ノ前、字里、字三反田、字堂ノ本、字井流口、字中屋敷、字森田、字木ノ下、字森屋敷、字三月田、字天神口、字奥屋敷、字四朗ヶ内、字西ノ川、字今西、字戸

比賀衛、字和田、字坂本、字久佐花、字小谷及び字門ノ本並びに中万々字次郎丸、字関ノ本、字目賀計、字久佐美、字馬越、字合津保、字井ノ本、字保曹田、字戸野田、字大津保、字鎌田、字比良松、字大岩谷、字城ノ下、字城ノ東、字城ノ南、字城跡及び字寒方を加え、高知市中久万字阿弥陀堂、南万久字石神及び字渡瀬、旭町一丁目、曙町一丁目、朝倉本町一丁目、朝倉横町、朝倉南町、鴨部高町、鴨部字屋根添並びに神田字御手洗及び字シルタニ地内において事業地を変更する。

高知県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
いの町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和54年2月高知県告示第61号高知広域都市計画下水道事業（いの町公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和54年2月19日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成18年3月高知県告示第202号の事業地のうち吾川郡いの町字法師ヶ谷西ノ下、字水越ノ上、字楠ノ株、字谷奥、字谷口、字山添、字十四代、字谷、字溜池南ノ平、字羽根、字羽根ノ東及び字羽根ノ西側を削り、いの町字横堤ノ東、字内野井ノ元、字猪ノ川、字鳥越山、字正雲寺、字間屋坂、字七丁ヶ芝、字大国町、字公園町、字幸町、字池向及び字池向南地内において事業地を変更する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成24年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成24年2月27日 23高西土第1342号	高岡郡佐川町字久万 田甲1687番1ほか	高岡郡佐川町甲 1687番地 佐川町病院事業管 理者 和田 幸久
---------------------------	-------------------------	---

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,714人である。

平成24年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,612人である。

平成24年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,693人
室戸市、東洋町選挙区	5,641人
安芸市、芸西村選挙区	6,657人
南国市選挙区	13,278人
土佐市選挙区	8,110人
須崎市選挙区	6,782人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,441人
土佐清水市選挙区	4,599人
四万十市選挙区	9,853人
香南市選挙区	9,312人
香美市選挙区	7,936人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,455人

長岡郡、土佐郡選挙区	4,011人
吾川郡選挙区	9,303人
高岡郡選挙区	18,188人
黒潮町選挙区	3,636人

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年3月23日から施行する。

平成24年3月21日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の5級の警察の項中「交通管制官」を削り、同表の6級の警察の項中「犯罪統計調査官」を「犯罪統計調査官 交通管制官」に改める。

別表第2の5級の項中「実態解明班長 交通事故事件捜査統括官 暴走族特別取締隊長 分駐隊長」を「組織窃盗対策官 鑑識指導官 分駐隊長 警衛・警護対策官」に改め、同表の6級の項中「組織窃盗対策官」を削り、「高齢者交通安全対策官」を「実態解明班長 高齢者交通安全対策官 交通事故事件捜査統括官」に改め、「警衛・警護対策官」を削り、同表の7級の項中「取調べ監督室長」を「取調べ監督室長 機構改革推進室長」に改め、「組織犯罪対策指導官」を削り、「刑事企画指導室長 機動捜査隊長」を

「機動捜査隊長
意見聴取官
に改める。」